

過疎地域の固定資産税課税免除 申請の手引き

I 固定資産税の課税免除

(1) 日光市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除

日光市では、過疎地域の持続的発展を目的に、対象地域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

当該課税免除の適用にあたっては、提出書類一覧に記載されている書類を添付して、固定資産税の課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除申請書を提出する必要があります。

※過疎地域における固定資産税の課税免除は令和9年3月31日までに取得した資産が対象となります。

※取得してから1年以上経過している固定資産については、課税免除ができない場合があります。

※申請は、課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。(翌年度以降の提出書類は課税免除申請書(様式第1号・付表)のみ、その他の書類の提出は必要ありません。)

(2) 要件

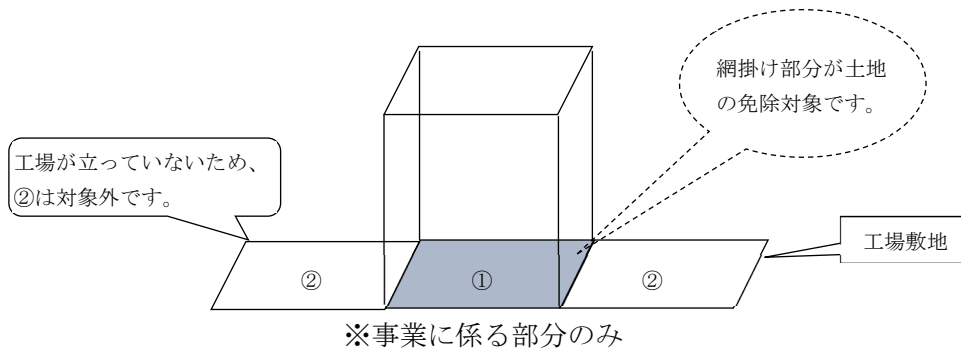
対象地域	日光地域、藤原地域、足尾地域、栗山地域
課税免除対象者	<p>青色申告をしている法人又は個人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産の取得等※をした者</p> <p>※取得等とは 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替えをいう。)のための工事による取得又は建設を含みます。 ただし、資本金額が5,000万円超の法人については、新設、増設※したもののみが対象となります。</p> <p>※新設、増設とは</p> <ul style="list-style-type: none">●新設 製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を市内に有しない者が、対象地域に生産設備等を設置する場合を言います。●増設 製造業の対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に市内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合を言います。

対象業種	<p>製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業※、情報サービス業等※</p> <p>※農林水産物等販売業とは 対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。 （例）観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランなど</p> <p>※情報サービス業等とは ①情報サービス業②有線放送業③インターネット附随サービス業④「商品、権利、役務」に関する「説明や相談、商品や権利」の「売買契約、役務」を有償で提供する契約についての「申込み、申込みの受付、締結、これらの契約の申込み、締結の勧誘」の業務⑤新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務を言います。</p>																									
対象資産	<p>令和6年4月1日から令和9年3月31日までに取得した固定資産</p> <table border="1" data-bbox="331 779 1401 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">対象資産</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th colspan="2">家屋</th> <th>償却資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">業種区分</td> <td>製造業</td> <td rowspan="4">建物の敷地である土地</td> <td rowspan="4">事業に係る建物及びその附属設備</td> <td>工場用の建物など</td> <td rowspan="4">機械及び装置</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td>作業所など</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業</td> <td>無人販売所、売店など</td> </tr> </tbody> </table>			対象資産			土地	家屋		償却資産	業種区分	製造業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその附属設備	工場用の建物など	機械及び装置	旅館業	ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など	情報サービス業等	作業所など	農林水産物等販売業	無人販売所、売店など				
				対象資産																						
		土地	家屋		償却資産																					
業種区分	製造業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその附属設備	工場用の建物など	機械及び装置																					
	旅館業			ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など																						
	情報サービス業等			作業所など																						
	農林水産物等販売業			無人販売所、売店など																						
設備投資規模	<p>家屋・償却資産の取得価格の合計額が以下の表区分の額以上のもの</p> <table border="1" data-bbox="331 1144 1401 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th rowspan="3">個人</th> <th colspan="3">法人</th> </tr> <tr> <th colspan="3">資本金規模</th> </tr> <tr> <th>0万円～5,000万円</th> <th>5,000万円～1億円</th> <th>1億円超～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">業種区分</td> <td>製造業</td> <td rowspan="4">500万円</td> <td rowspan="2">500万円</td> <td rowspan="2">1,000万円</td> <td rowspan="2">2,000万円</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td rowspan="2">500万円</td> <td colspan="3" rowspan="2">500万円</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価格の判定には含めません。</p>			個人	法人			資本金規模			0万円～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円超～	業種区分	製造業	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円	旅館業	情報サービス業等	500万円	500万円			農林水産物等販売業
					個人	法人																				
						資本金規模																				
		0万円～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円超～																						
業種区分	製造業	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円																					
	旅館業																									
	情報サービス業等		500万円	500万円																						
	農林水産物等販売業																									
土地の適用条件	<p>取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合のみ。 ただし、個人または資本金が5,000万円以下の法人が、中古家屋を購入した場合の土地については、1年以内に建物を建て始めたかどうかの条件はありません。</p>																									
課税免除内容	<p>対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除します（減免率100%）</p>																									

II 課税免除の対象となる固定資産

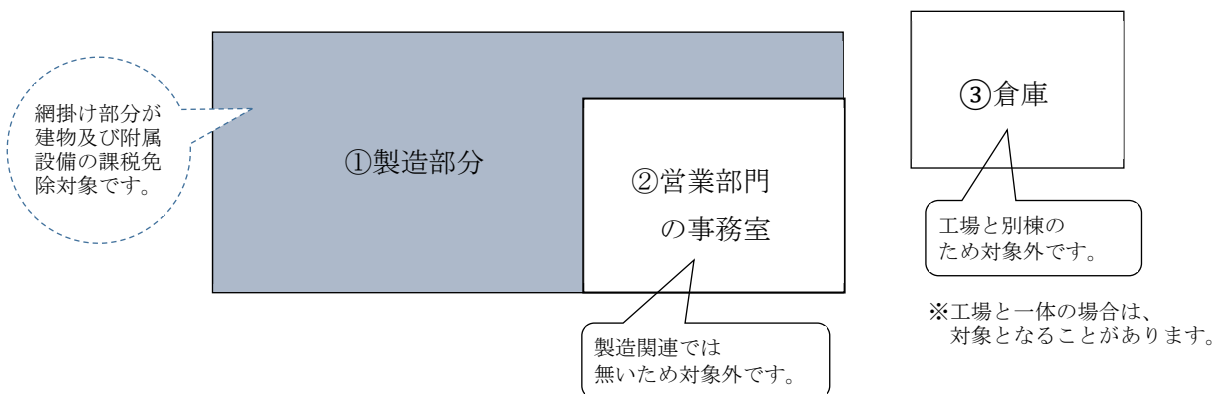
(1) 土地

- 1 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合のみ対象となります。ただし、個人または資本金が5,000万円以下の法人が、中古家屋を購入した場合の土地については、1年以内に建物を建て始めたかどうかの条件はありません。
- 2 (2)に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となります。
- 3 以下のような場合①が免除対象、②は免除対象外となります。



(2) 建物及びその附属設備

- 1 事業の用に供されている部分に限ります。
- 2 以下のような場合①が免除対象、②及び③は免除対象外となります。



(3) 償却資産

- 1 事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- 2 更新のために工業生産設備の取得等をした場合で、その取得等により生産能力が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となります。

Ⅲ 提出書類一覧

No.	提出書類	確認事項
1	課税免除申請書（様式第1号・付表）	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産の確認 （償却資産については、市町村計画に記載された産業振興促進区域内に設置された資産であること）
2	産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写し	※商工課において審査済となるため 3~5 の書類の提出は必要ありません。
3	業種を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 法人登記簿謄本の写し 企業概要書（企業案内パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村計画に記載の振興すべき業種であること 資本金の額
4	償却資産の取得価格等が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 契約書、請求書、領収書等の写し 機械の仕様書等 青色申告決算書の写し 法人税施行規則別表16の（1）（2）及び付表の写し 資本金 5,000 万円超の法人のみ <ul style="list-style-type: none"> 増設に伴う増加生産額一覧表等 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間内に取得していること 取得価格の合計額が要件を満たしていること 市町村振興計画に記載されて産業振興促進区域の資産であること 生産の能力が従前に比して概ね30パーセント以上増加していること
5	土地及び家屋の取得価格等が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 土地及び建物の登記簿謄本の写し 土地及び家屋の取得に係る契約書の写し 建築確認申請書の写し 建物引渡書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間内に取得していること 取得価格の合計額が要件を満たしていること 市町村計画に記載された産業振興促進区域の資産であること
5	事業所全体の平面図（位置図、配置図）、立面図	<ul style="list-style-type: none"> 直接事業の用に供している部分 対象家屋の敷地である土地であること 事業に係る建物及びその附属設備であること 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手にあたった場合の土地であること 対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること
6	青色申告書を提出していることが分かるもの 【個人】 確定申告書B 第1表 【法人】 法人税申告書別表1（1）	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出する個人、又は法人であること
7	特別償却不適用理由書（特別償却を受けなかった場合のみ）	